

2016年1月から

# ジュニアNISA

はじまります!



ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)は、  
0歳から19歳のお子さま・お孫さまのための非課税制度です。

## ジュニアNISA 6つのポイント

- 1 上場株式・公募株式投資信託等の値上がり益・配当金・分配金が**非課税**になります。
- 2 口座開設は**1人1口座**(※1)、  
日本にお住まいの**0歳～19歳**が対象です。
- 3 お子さま・お孫さまに代わって、**親権者さまに運用**していただきます。
- 4 口座開設可能期間は、**2016年から2023年**までの**8年間**です。  
(2016年1月から受付開始、2016年4月から投資可能となります。)
- 5 年間の投資上限額は**80万円**  
それぞれ、投資をはじめた年から**最長5年間非課税**になります。  
(中途売却も可能ですが、払出しには制限があります。)
- 6 口座開設には、**マイナンバーの提出が必要**です。

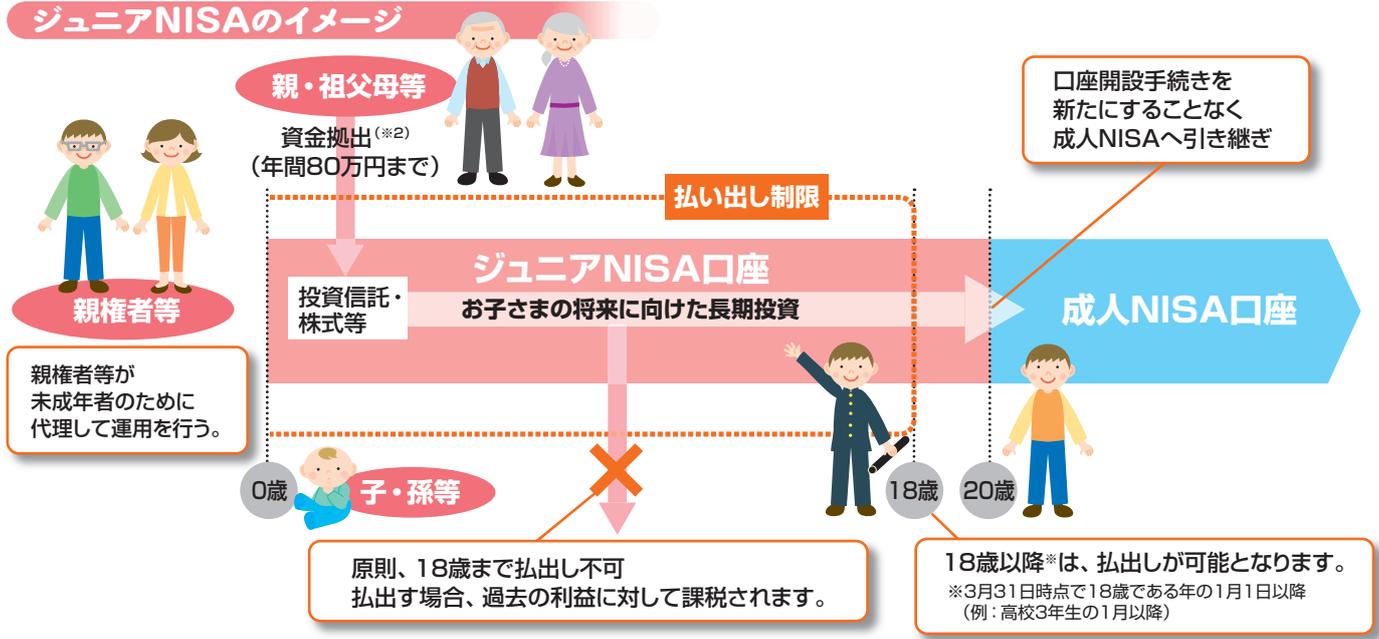
※1 金融機関の変更はできません。

- \* 各年80万円の非課税投資枠は、その年にしかご利用できません。未使用枠については、翌年以降の繰越ができません。
- \* ジュニアNISA口座で生じた損失は、他の口座で生じた上場株式等の値上がり益・配当金・分配金との損益通算はできません。
- \* 原則、18歳まで払出しはできません。(災害などやむを得ない場合を除きます。)  
途中で払出す場合は、全部解約のみ可能であり、さらに過去の利益に対して課税されます。

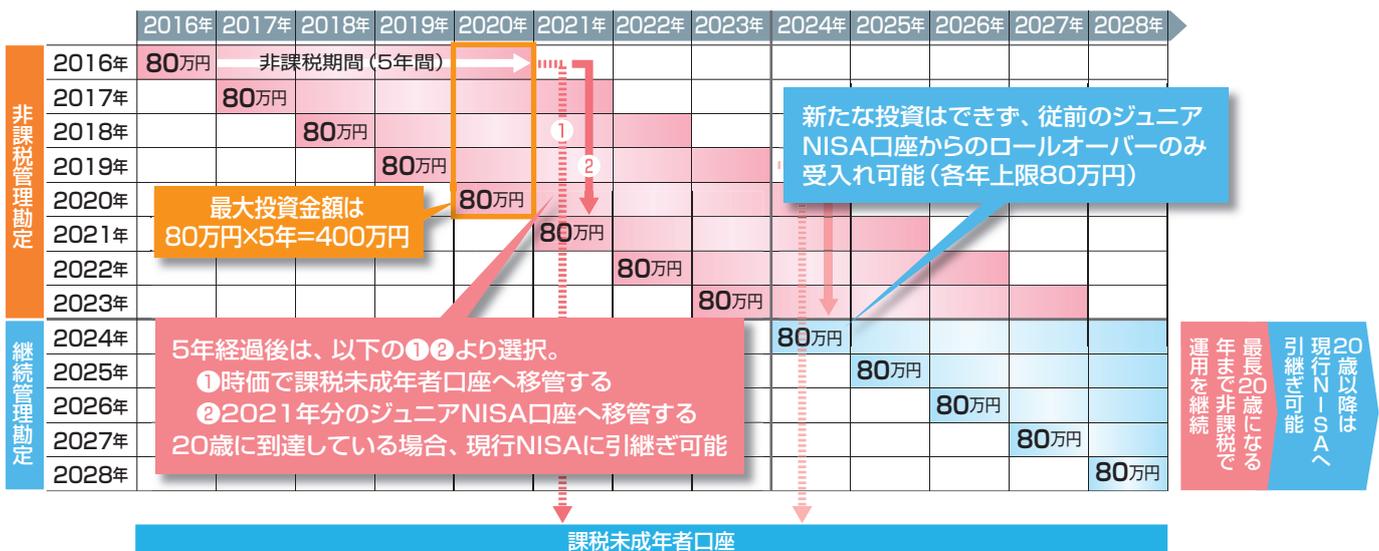
## “ジュニアNISA”と“NISA”の比較

制度	ジュニアNISA	NISA (2016年以降)
対象商品	上場株式、公募株式投資信託等	
対象年齢	0～19歳	20歳以上
年間の投資上限額	80万円	120万円 (2016年から拡充)
口座開設手続き	マイナンバーの提出	マイナンバー、住民票の提出
口座名義人	本人	本人
口座の管理 (運用等)	親権者等が代理	本人
投資可能期間	2016年4月1日～2023年12月31日 ※2016年1月より口座開設の申込可能	2014年1月1日～2023年12月31日
非課税期間	最長5年間	
売却	自由 (18歳まで払出し制限あり)	自由
金融機関変更	不可	可能

## ジュニアNISAのイメージ



## ジュニアNISAのお金の流れ



●本内容は、ジュニアNISAの制度内容についてお伝えすることを目的とし、2015年12月現在の情報をもとに池田泉州TT証券が作成したものです。制度の内容は将来変更になる可能性があります。

## ご注意事項

当資料は平成27年12月現在の制度等をもとに作成しており、将来税制改正等により内容が変更される場合があります。詳細は所轄の税務署または税理士等の専門家へご相談ください。金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して上限1.242%(税込)(ただし、最低手数料2,700円(税込))の委託手数料がかかります。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。手数料等及びリスクは、金融商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書をよくお読みください。

(2015年12月30日現在)